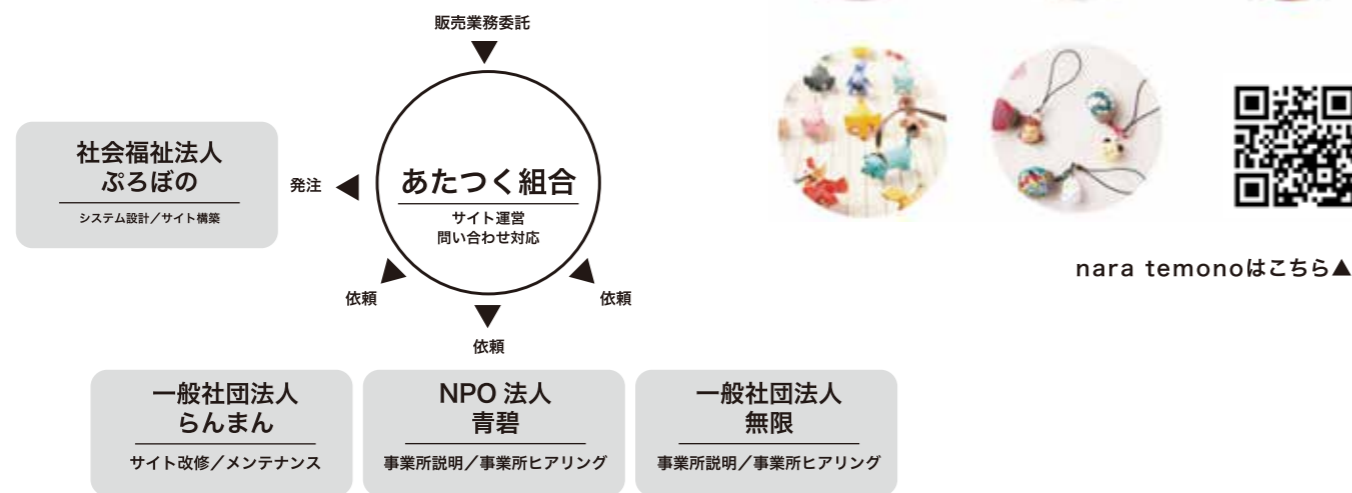


Project 5 「nara temono」

障がいのある人がつくった商品を販売するECサイト

奈良県の福祉事業所が販売する商品を取り扱うECサイトです。各福祉事業所が様々な製品を販売していますが、認知されるハードルは高く、受発注の管理も大変です。組合として、インターネット上に包括した店舗を構えることで、商品を集約し販売することができます。福祉事業を支える包括的な仕組みづくりへのチャレンジです。



Project 6 「事務代行支援事業」

福祉を担う事業所運営を支える事業

多くの福祉事業所が、会計処理や請求事務、法律・制度の手続き等、現場の支援以外にも膨大な量の業務を抱え、日々の業務を圧迫しています。事業所の事務機能を代行することで、事業の運営コストを縮小し、福祉事業所が本来注力すべき現場の支援に全力を注ぐことのできる環境整備をサポートしています。

これまでの事務代行支援事例

- 【事務局機能代行】**
 - ・柿の木オーナー会事務局
 - ・奈良県障害者就労支援協議会事務局
 - ・全Aネット共同受注事業事務局
- 【給与事務】**
 - ・事業所の給与手続代行



FAQ よくある質問

1. あたつく組合は一般的な事業協同組合と何が違いますか？

「福祉型」であること。そして「異業種」であること。この2つが他の事業協同組合との大きく異なる点です。この点が全国的にも評価され、設立間もない時期にも関わらず『D@C Award2017大賞』を受賞しました。

2. あたつく組合にはどのような企業や団体が参加していますか？

障害福祉の福祉事業所や法人を中心として、貨物運送、建設業、デザイン、印刷業、システム開発、情報技術、総合商社、税理士業、ファイナンシャルプランナー、NPO支援、コンサルティング等、様々な業種の団体や個人があたつく組合に参画しています。

3. あたつく組合にはいくつの団体が加入していますか？

発足時は8社だった組合員数も、現在(令和5年4月)では17社に増え、正組合員以外の賛助会員や応援団なども含めると、34の団体や個人があたつく組合に加入しています。

4. あたつく組合に期待できることは何ですか？

「組合が受注する団体や個人では難しい規模の事業に参画できること」「セミナーや交流会に組合員価格で参加できること」「違う業界の視点から日々の業務や事業に対するヒントを得られること」などがあります。

5. これまでにいくつの優先調達案件がありましたか？

設立から現在(令和5年4月)までに43件の受注があり、奈良県下の地方自治体や行政機関を中心に、様々な業務のご依頼をいただいております。

6. どのような団体から仕事の受注がありますか？

優先調達以外にも、官公庁の各課、教育機関(主に大学)、福祉事業所、県内外の企業から大小様々な依頼をいただいております。依頼としての受注以外にも、社会課題の解決やテーマごとに企業や地域団体との協働事業も行なっています。

7. あたつく組合ではどのような方法で事業を進めているのですか？

事業ごとにプロジェクトチームが発足し、プロジェクトマネージャーが中心となって事業を進めていきます。事業の進捗は、毎週の運営委員会で共有し、進め方や方向性について相談や決定を行います。

8. 他府県に同じような組合はありますか？

共同受注窓口や福祉事業所の運営支援等、福祉事業所の運営を支える福祉分野に特化した事業を行う事業協同組合は他府県にもありますが、構成する組合員が多業種に渡り、福祉事業以外の団体や組織が運営に関わっている事業協同組合はあまりありません。あたつく組合は日本初の「福祉型」かつ「異業種」の事業協同組合です。

9. あたつく組合は今後どのような展望を持っていますか？

「はたらく」ことを中心に、個性や環境の枠を超えて、誰もが生きがいを持って生きることのできる社会の実現を目指しています。そのため、個人が働くためのサポートとともに、無理なく働くことを継続できる組織や社会の仕組みづくりを行なっています。

10. 運営委員会にはどうすれば参加できますか？

月に1回程度、外部の方が自由に参加できる希望者のための見学日を設けています。ただし、運営委員会の議事内容や進行によって見学いただける日程・時間が変わりますので、ご希望の方は事前にあたつく組合事務局までご連絡ください。

11. 見学をするためにはどうすればいいですか？

あたつく組合事務局まで電話、メールでお問い合わせください。見学日程を調整いたします。また、見学の際に知りたい内容をお伝えいただくと、可能な限り関係ある組合員が同席させていただきます。

12. 組合に関連する法律や制度にはどのようなものがありますか？

行政からの受注に関しては『障害者優先調達制度』や『障害者優先調達推進法』、雇用や障害者の支援においては『障害者総合支援法』『障害者差別解消法』『障害者法定雇用促進制度』『中小企業振興基本条例』『官公需適格組合制度』等があります。